

◎新潟県告示第385号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第1項の規定により、両津港港湾計画を次のとおり変更した。

平成28年3月25日

両津港港湾管理者

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

1 港湾計画の変更年月日

平成28年1月21日

2 港湾計画の変更の概要

(1) フェリーふ頭計画

地区名	施設	能力
湊地区	岸壁 埠頭用地	水深7.5m 1バース 延長188m 面積6ha

(2) 水域施設計画

地区名	施設	能力
湊地区	泊地	水深7.5m 面積1ha

(3) 外郭施設計画

ア 防波堤

地区名	能力
北防波堤	延長1,344m
南防波堤	延長140m

(4) 小型船だまり計画

地区名	施設	能力
夷地区	航路・泊地 泊地 泊地 岸壁 岸壁 小型栈橋 埠頭用地	水深5.5m 水深5.5m 水深4.5m 水深5.5m 延長90m 水深4.5m 延長272m 1基 面積1ha
湊地区	泊地 泊地 岸壁 岸壁 物揚場	水深5.5m 面積1ha 水深4.0m 水深5.5m 延長180m 水深5.5m 延長90m 水深4.0m 延長100m

(5) 臨港交通施設計画

地区名	施設	能力
夷地区	臨港道路夷地区船だまり線	起点 北ふ頭 終点 臨港道路夷線（区間B）

(6) 港湾環境整備施設計画

地区名	施設	能力
夷地区	緑地	面積2ha

(7) 土地利用計画

地区名	施設	能力
夷地区	ふ頭用地 港湾関連用地 交流厚生用地 都市機能用地 交通機能用地 緑地	面積1ha 面積1ha 面積1ha 面積1ha 面積1ha 面積2ha

湊地区	ふ頭用地	面積11 h a
	港湾関連用地	面積1 h a
	都市機能用地	面積1 h a
	交通機能用地	面積2 h a
	危険物取扱施設用地	面積1 h a
	緑地	面積4 h a

(8) 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

地区名	施設	能力
湊地区	北防波堤	延長1,344m
	第2北防波堤	延長120m
	南航路	水深7.5m 幅員150m
	航路・泊地	水深7.5m
	岸壁	水深7.5m 1バース 延長193m
	岸壁	水深7.5m 1バース 延長188m
	臨港道路湊線	起点 中央ふ頭 終点 主要地方道両津・真野・赤泊線
夷地区	臨港道路夷線（A区間）	起点 南ふ頭 終点 中央ふ頭
	臨港道路夷線（B区間）	起点 中央ふ頭 終点 佐渡市幹線2号線

(9) 大規模地震対策施設

地区名	施設	能力
湊地区	岸壁	水深7.5m 1バース 延長193m
	岸壁	水深7.5m 1バース 延長188m
	緑地	面積2 h a
	臨港道路湊線	起点 中央ふ頭 終点 主要地方道 両津・真野・赤泊線
夷地区	臨港道路夷線（A区間）	起点 南ふ頭 終点 中央ふ頭
	臨港道路夷線（B区間）	起点 中央ふ頭 終点 佐渡市幹線2号線

3 関係図書の縦覧の場所

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県交通政策局港湾整備課

佐渡市両津湊198番地 佐渡市役所両津支所3階

新潟県佐渡地域振興局地域整備部港湾空港庁舎